

教育の中立性を守る道

『新しい学校』興文館 1959年1月、教育時評

はじめ
矢口 新

教育の中立性を守るために、教員の政治活動を禁止する法案^{注1}が次の議会で提出されそうだとされている。中央教育審議会でも慎重審議の結果、そういう結論が出たと伝えられている。又これに対して社会党や日教組が反対闘争を開始しているとも新聞は伝えている。

教育の中立性とは云うまでもなく、教育基本法第八条、第一項^{注2}のことを云うのであろう。特定の政党の主張によって教育を行ってはならないということは近代教育のもっている智慧であって、今更言うまでもないことである。こういうことがこと新しく問題にされ出したというのはどういうわけだろう。それは組合の問題であることに間違いない。

教員や公務員がその組織を利用して政治活動をするなどということは、今の社会の原則からして決して正常なことでない。ときどき地方で教組が知事選挙に活動してどうしたとか、何党と対立しているとかいう裏話をきくが、苦々しいことである。教育者としての任務を逸脱している。

教育者が集団の威力を発揮するのは、こと教育に関してでなければなるまい。こんなことは民主社会の原則からしてわかり切ったことであるのだが、実際にはなかなか割り切れないものであるらしい。今どき政治的中立だなどといっているのはよっぽどのお人好しだなどという人がいる。保守党が再軍備を計画し、再軍備への教育動員を考えている時に、教員はどうすればいいんだ。政治的中立などは意味をなさんではないか、と言われればそれもそうだという気がして来る。

第十八国会の中立性問答によると、大達文相は、教育の中立とは、教育そのものの中立である、というわかったようなわからないような説明をしている。それに対して大達文相は政党人であって、或る政党の文教政策を行っておられるが、これは一体どういうことになるのだという竹中勝男（参院左社^{注3}）氏の質問に対して文教政策の中立などということは意味をなさない、文教政策というものは国政の一環として政党が行うのであって、国家のためにかくあるべしということを行うのであるから、政治的中立などということは成立たないのだという答えである。

これはよく考えてみると妙なことである。政党が例えば今の社会科は再軍備に都合がわるいから再軍備的な社会科にしようと考えて、文部大臣を通じて、指導要領を改訂しようとする。これは一々議会にかけないでもよいことであるから、自党の意見に賛成する教育課程審議会委員や、指導要領改訂の委員を任命して、再軍備の社会科にすることも出来るのである。こういうことが現に行われているということを私は言っているのではない。ありそうなことだといっているのである。そうしてそれは、文教政策の中立性ということはある得ないことだから、一向かまわない。併し教員はそれに反対することは中立性にかかわるからいけない、ということになると一体どういうことになるのだろう。

私は大達文相のあげ足とりをする気はごうもないが、教育の中立性を守ろうとするなら、教員の政治活動禁止にととまらず、余程思い切って、根本的な方策を樹立しなければならぬということを言っているのである。

平和教育などというとすぐ色がついているなどと言われる。併し、如何なる時代でも、人間の心に平和への情熱をもたせる教育は行われてよいことである。たとえ現在国家が戦争中であっても、平和の方がよいのだという教育は行われてよいのである。教育にはそれだけの永遠性がもためられていなくてはならぬ。

併しそれは、こと教育の世界であって、政治運動によって、戦争反対を叫んだり、平和憲法の擁護をすることではない。それはもはや政治のことである。この教育と政治の区別はむつかしいことである。併し教育者があくまで己れの限界以外に出ずに平和教育を行わなければ、教育そのものの理想は、現実の政治関係によって圧迫されるのである。今の組合が妙な政治活動によって、自分の立つ地盤をくずしているのは考えなければならぬことである。だが一方政治の側に於ても、教育の理念を十分に理解して、人間の永遠の理想を教育に貫かせるだけの寛容さがなくてはならないのである。政治家の現実的な利害関係から打算して、低級な教育観で文教政策を実施しようというのではやり切れないのである。

教育もまたこれを実際に動かすには政治の力を借りなければならぬのであるから、政治と教育は密接な関連をもつべきであると同時に、厳として、両者の区別の存することも亦自覚すべきである。そういう教育と政治のあり方に対して、もっとよい形式がある筈であろう。教育の政策内容は政治から独立して、独自の道を歩く、それを一般の国民が認めて、教育が行われて行くという形式がありそうである。もう一度根本的に考えてみたい。

注1：1954年（昭和29）吉田茂内閣によって提出され、国会内外で強力な反対を受ける中で成立した「教育公務員特例法一部改正法」および「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」のこと。教員の政治活動を禁止した法律。（大辞林第三版）

注2：旧教育基本法第八条（政治教育）① 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

注3：参議院左派社会党